

南総第 1876 号  
令和 7 年 3 月 18 日

自治会町内会長 様

## 令和 7 年国勢調査実施に伴う調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、2月にお知らせをさせていただきましたとおり、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

## 1 御推薦いただきたい調査員の数等について

貴地域の調査区数  〇〇  調査区調査員数  〇〇  人

※ 調査員の方には原則1人2調査区分を御担当いただくようお願いいたします。

※ 調査区数や世帯数の関係で1人1調査区となる場合もあります。

## 2 御提出いただきたい書類について

自治会町内会配達便にてお送りいたします必要書類を御確認いただき、

- ・国勢調査 調査員就任承諾書（調1）
- ・調査員推薦名簿（資料3）

を 5月16日（金）まで に同封のレターパックにて総務課統計選挙係あて御郵送ください。

## 3 御推薦にあたって御配慮いただきたいことについて

調査員の御推薦にあたりましては、次の要件につきまして特に御配慮いただけますようお願いいたします。

- (1) 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として20歳以上の方
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方
- (4) 選挙・税務・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

## 4 調査員の主な仕事について

- (1) 9月上旬～9月中旬 区役所で開催する調査員事務説明会への出席  
※期間中1回、約2時間程度  
※日程は7月以降に区役所よりお伝えします。
- (2) 説明会后～9月19日 調査区域の地図作成、世帯への配布書類準備
- (3) 9月20日～30日 調査票及びインターネット回答用IDの配布
- (4) 10月1日～3日 『回答確認リーフレット』の配布
- (5) 10月1日～8日 紙の「調査票」の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ

裏面あり

(6) 10月中旬～下旬 調査書類の区役所提出 ※区役所から指定された日  
調査票未提出世帯への督促

5 調査員報酬（令和2年度実績）

- ・ 1 調査区（約 50 世帯）で 42,000 円程度
- ・ 2 調査区（約 100 世帯）で 75,000 円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減し、令和2年度実績と比べ増額見込みです。

6 調査員推薦の手順について

「調査員推薦の流れについて(資料1)」及び「推薦名簿記載例(資料4)」をご参照ください。

7 調査員の身分について

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

8 調査員任命期間について

令和7年9月1日から10月31日までの2か月間

9 その他

調査員の御推薦につきまして、ご不明点等がございましたら総務課統計選挙係までご連絡ください。

**参考：調査書類の配布方法について**

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を取りましたが、令和7年調査では平成27年の方法に戻すことが総務省から示されています。

調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、調査内容を説明した上で調査票等の調査書類一式を配布します。不在世帯については、日・時間を変えて再度の訪問後、説明することができない場合は調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布します。

なお、オートロックマンション・単身世帯など再度訪問をしても説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行い、調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布します。

南区総務課統計選挙係

担当：小川・島

電話：341-1227

FAX：241-1151

Eメール：mn-toukeisenkyo@city.yokohama.lg.jp

# 調査員推薦の流れについて

調査員を御推薦いただくにあたり、調査区の組み合わせ作業から区役所への御提出までの流れをお示しします。手順については参考例となりますので各自治会・町内会の実情に合わせて進めてください。

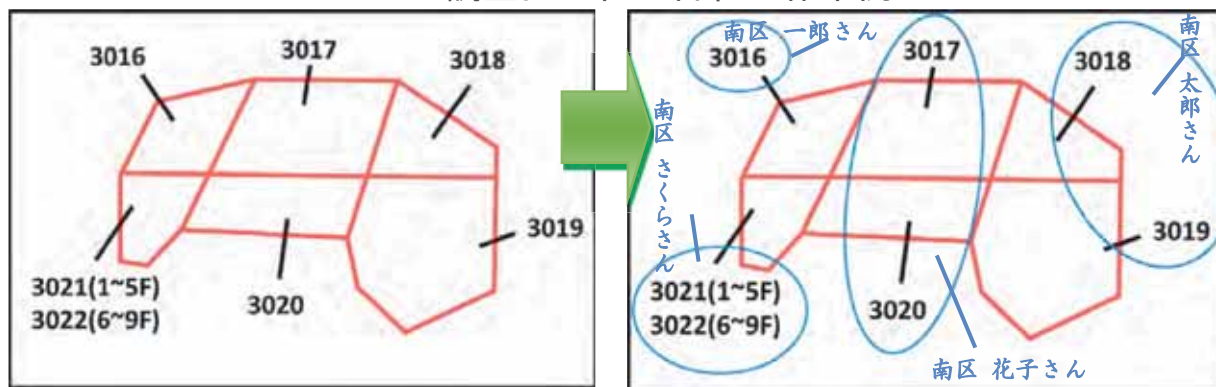
## 1 調査区の組み合わせ

### <調査員推薦用地図参照>

地域の実情に合わせて調査を行いやすい形で組み合わせてください。

- 赤線で囲われた区域が調査区、調査区から出ている番号が調査区番号となります。
- 原則 2 調査区 (調査区番号 2 つ) につき 1 名の調査員を御推薦いただくようお願いいたします。
- 調査区の数によっては 1 調査区 1 名となる地域もあります。
- 1 調査区を複数人で担当していただくことはできません。

### <調査区の組み合わせ作業例>



## 2 調査員への就任依頼について

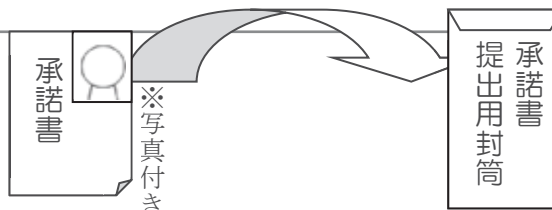
組み合わせた調査区毎に、調査員として御推薦いただく方へ就任依頼を行ってください。就任依頼でお渡しいただく書類は以下の通りです。

(「承諾書提出用封筒」に配送時点でセットしてあります)

- (1) 「令和 7 年国勢調査 調査員就任のお願い (調 1)」
- (2) 「令和 7 年国勢調査 調査員就任承諾書 (調 2)」(以下「承諾書」といいます。)
- (3) 「承諾書提出用封筒」

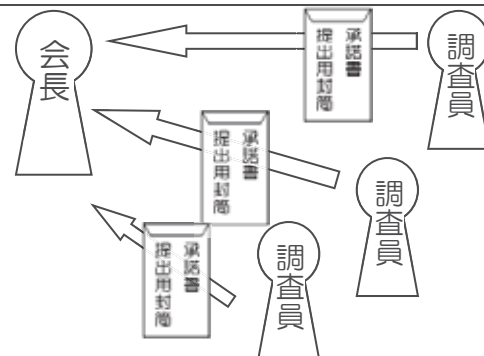
調査員として御推薦いただく方へ御担当いただく調査区番号を必ずお伝えください  
また、書類をお渡しいただく際は以下の御説明をお願いします

- ・ 承諾書へ必要事項を記入してください ※消えない筆記具をご使用ください
- ・ 写真は調査員証の作成に利用しますので承諾書の注意事項に沿ってご準備ください
- ・ 承諾書記入後は承諾書提出用封筒に入れて、封をして会長に渡してください
- ・ 名簿作成に使用しますので、封筒にはお引き受けいただいた御本人様のお名前とご住所をご記入ください



### 3 「承諾書提出用封筒」の回収

適宜、回収日時を設定していただき、御推薦いただいた方から「承諾書」の入った「承諾書提出用封筒」を回収してください。



### 4 「推薦名簿」への記載

「調査員推薦名簿（資料3）」に、別紙「推薦名簿記載例（資料4）」を参考にして、調査区番号ごとに御推薦いただいた方のお名前を記載してください。

#### 令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

【記入イメージ】

000 南区役所町内会 推薦人数 15 名

調査区番号	調査員氏名
10001	南区 一郎
10002	南区 次郎
10003	同上
10004	南区 桜
10005	10002と同じ
10006	10001と同じ

記載例

調査区番号ごとに御推薦いただく方を御記載いただきますようお願いいたします。

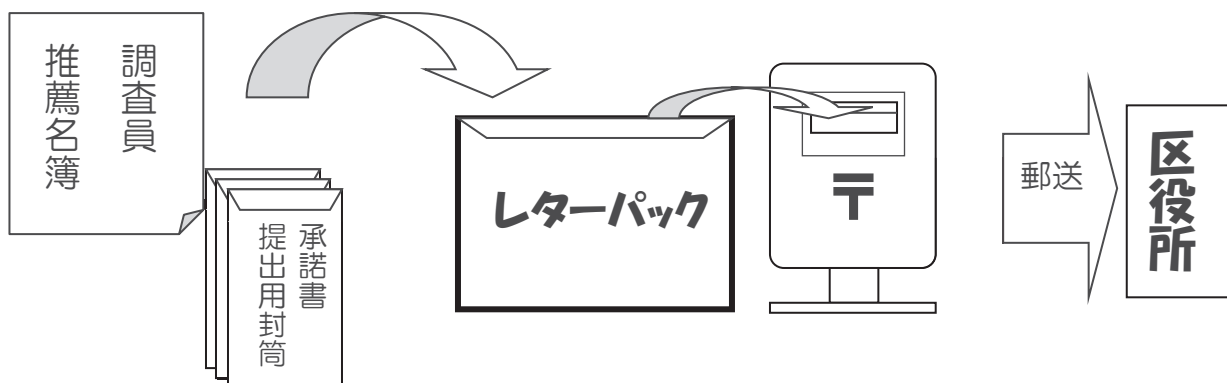
調査区番号が続いている2調査区を御担当いただく場合には、「同上」と御記載ください。

調査区番号が続いていない調査区を複数御担当いただく場合には、「～(調査区番号)と同じ」と御記載ください。

### 5 区総務課統計選挙係への送付

回収した「承諾書提出用封筒」を取りまとめ、記載いただいた「調査員推薦名簿（資料3）」を同封のうえ、お渡しした返信用レターパックで南区役所総務課統計選挙係あて返送してください。

お忙しいところ誠に恐れいりますが、**5月16日（金）まで**に御返送願います。

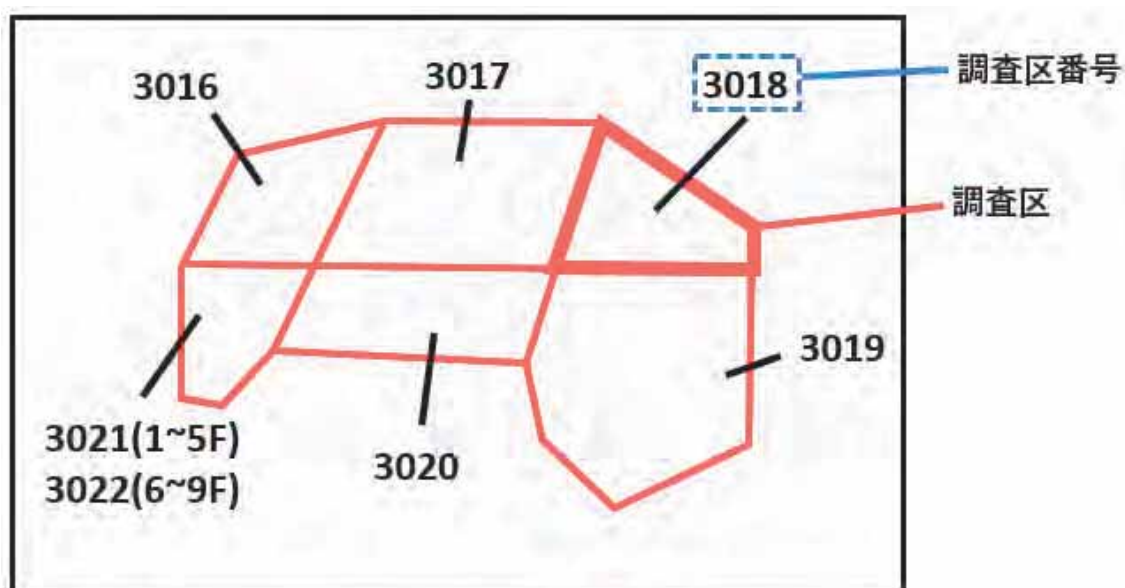


## 調査区について

調査区とは、国勢調査を行うにあたり調査の重複、脱漏を防ぎ、調査の正確性を期するために設定された区域です。

同封した地図では赤い太線で囲まれた区域が『調査区』、調査区毎に割り当てられている番号を『調査区番号』といいます。

### <調査区と調査区番号について>



調査区は「住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）」に規定する街区または街区に準じた境域を基に、恒久的かつ最小の地域単位として区画されている基本単位区を最小単位として設定されています。

そのため、調査区の境界線は自治会・町内会の境界線と異なる場合がございます。可能な限り自治会・町内会の区域と重なるように調整し、依頼をさせていただいてはおりますが、地域によっては自治会・町内会を跨いだ区域の調査をお願いしております。

何卒、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

資料3  
名

000 南区役所町内会

推薦人数

8

調査区番号	調査員氏名
10001	
10002	
10003	
10004	
10005	
10006	
10007	
10008	
10009	
10010	
10011	
10012	
10013	
10014	
10015	

調査区番号	調査員氏名

※原則、1人2調査区の御推薦をお願いいたします。

1枚のうち1枚

令和7年国勢調査 調査員推薦名簿

資料4  
名

000 南区役所町内会

推薦人数

8

調査区番号	調査員氏名
10001	南区 一郎
10002	南区 次郎
10003	同上
10004	南区 桜
10005	10002と同じ
10006	10001と同じ
10007	南区 梅
10008	同上
10009	南区 武
10010	同上
10011	南区 三郎
10012	南区 椿
10013	南区 紅葉
10014	10012と同じ
10015	10011と同じ

調査区番	記載例
	記載例
	調査区番号ごとに御推薦いただく方を御記載いただきますようお願いいたします。
	調査区番号が続いている2調査区を御担当いただく場合には、「同上」と御記載ください。
	調査区番号が続いていない調査区を複数御担当いただく場合には、「~(調査区番号)と同じ」と御記載ください。
	<b>原則、1人2調査区の御担当をお願いいたします。</b>

※原則、1人2調査区の御推薦をお願いいたします。

1枚のうち1枚

## 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮ではございますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御就任にあたりましては、「令和7年国勢調査 調査員就任承諾書（調2）」に御記入、写真を貼付のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

### 《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ① 9月上旬～9月中旬       | 区役所で開催される調査員事務説明会への出席<br>※期間中1回、約2時間程度<br>※日程は7月以降に区役所よりお伝えします。 |
| ② 説明会后～9月19日(金)   | 調査区域の世帯の居住状況確認  |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | 調査票及びインターネット回答用IDの配布  |
| ④ 10月1日(水)～3日(金)  | 『回答確認リーフレット』の配布   |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水)  | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ  |
| ⑥ 10月中旬～下旬        | 調査書類の区役所提出 ※区役所から指定された日<br>調査票未提出世帯への督促                         |

### 《調査票及びインターネット回答用IDの配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を取りましたが、令和7年調査では平成27年の方法に戻ることが総務省から示されています。

調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、調査内容を説明した上で調査票等の調査書類一式を配布します。不在世帯については、日・時間を変えて再度の訪問後、説明することができない場合は調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布します。

なお、オートロックマンション・単身世帯など再度訪問をしても説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行い、調査書類一式を郵便受けなどに入れて配布します。

### 《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方（令和7年9月1日時点）
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

### 《調査員の身分及び報酬について》

- ・横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。
  - ・1調査区（約50世帯）で42,000円程度（前回）
  - ・2調査区（約100世帯）で75,000円程度（前回）
- ※調査員報酬は実際に調査した世帯数により額が増減し、前回報酬より増加見込みです。



なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 南区役所総務課統計選挙係 電話341-1227

## 調査員事務の内容及びスケジュール（予定）

詳細につきましては「調査員説明会」にてご説明いたしますが、参考までにお示しいたします。  
(作業内容やスケジュールが変更になる場合があります)

### 1 9月上旬～9月中旬

調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日（1回）

### 2 説明会后～9月19日

受け持ち調査区の確認、『調査区要図』の作成【詳細は調査員説明会でお話します】

#### ① 受け持ち調査区内の巡回

・受け持ち調査区内を巡回し、説明会で配付された『調査区地図』を基にして調査区の範囲及び建物の状況（戸建て、集合住宅等）を確認します。

#### ② 『調査区要図』（国勢調査の作業用地図）・『調査世帯名簿』の作成

・『調査区要図』には、あらかじめ住宅や建物を表す枠が印刷されています。受け持ち調査区内を巡回して、新しく住宅が建った等、記入されている内容と状況が変わっていた場合は、『調査区要図』に補記します。

・『調査区要図』の住宅・建物を表す枠の中に、『世帯番号』を記入します。

#### ③ 『調査世帯一覧』の作成

『調査区要図』に書き込んだ番号を『調査世帯一覧』にも記入します。

#### ④ 調査書類配布の準備

・『調査世帯一覧』『調査区要図』に記入した『世帯番号』と同じ番号の調査書類を揃えて配布用の封筒に収納します。

※配布用の調査書類には、「調査区番号」「世帯番号」があらかじめ印字されています。

### 3 9月20日～9月30日

調査票及びインターネット回答用IDの配布

『調査世帯一覧』『調査区要図』に記入した『世帯番号』と同じ番号の調査書類を、該当の世帯に配布します。併せて、インターネットを利用して回答できるIDが記載された紙も配布します。

### 4 10月1日～10月3日

『回答確認リーフレット』の配布

受け持ち調査区内の全世帯に、『回答確認リーフレット』を配布します。

### 5 10月1日～8日

調査票の回収（世帯から希望があった時のみの対応です。）

### 6 10月中旬～下旬

調査書類の区役所への提出 ※区役所から指定された日

（未提出世帯への督促状の配布）

## 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市 区		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
連絡先 ※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 ( 回) ・ 無		

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

- 写真は6か月以内に撮影した
  - ・無帽
  - ・正面向き
  - ・胸部以上のもので
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

### <国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

### <横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

#### <<調査員の就任要件>>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方（令和7年9月1日時点）、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係のない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

2 3 2 0 0 2 4

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書 在中

氏名:

※自治会町内会長様へお渡しください

年 月 日

再生紙を使用しています。